

平成29年度 第1回
函館市子ども・子育て会議
会議録（要旨）

日時 平成29年11月15日（水）
午後6時30分～

場所 函館市役所8階大会議室

1 出席者

(1) 委員 16人

相澤委員，池田委員，石田委員，加賀屋委員，数又委員，岸田委員，木村委員，
榑委員，高田委員，高橋委員，玉利委員，本田委員，三浦委員，村本委員，依田委員
(欠席：黒龍委員，佐藤委員，中村委員，毛利委員)

(2) 事務局 14人

堀田子ども未来部長，万丈子ども未来部次長，原子ども企画課長，
木村子どもサービス課長，兵庫子育て支援課長，小林次世代育成課長，
長舩母子保健課長，高橋子ども企画課主査，水野子どもサービス課主査，
横山子どもサービス課主査，新井次世代育成課主査，三浦母子保健課主査，
阿部子ども企画課主事，米澤子ども企画課主事

(3) 傍聴者 0人

2 配布資料

資料1 函館市子ども・子育て会議概要

資料2 函館市子ども・子育て会議委員名簿

資料3 函館市子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の状況について
(計画期間：平成27年度～平成31年度)

資料4 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制について

今年度開始等した事業(子育てアプリ，子どもなんでも相談110番，産婦健康診査，
不育症治療費助成事業)に係るリーフレット等

3 会議録

発言者	発言要旨
-----	------

1 開会

【事務局(高橋主査)】 (開会宣言)

2 子ども未来部長あいさつ

【事務局(堀田部長)】 皆様，こんばんは。

子ども未来部長の堀田でございます。

本日は，ご多忙のところ，また，少し雨交じりの大変寒い日
となってしまいましたが，ご出席いただきまして，誠にありが
とうございます。

皆様には，日ごろから，函館市の子ども・子育て支援事業の
推進に対しましてご理解とご協力をいただきまして，心から感
謝を申し上げます。

この会議でございますが，子ども・子育て支援法等に基づき
まして，函館市の子ども・子育て支援事業計画の策定や，子ど
も・子育て支援施策の実施状況を調査審議していただくことな
どを目的としまして，平成25年4月に設置いたしました。

最初の会議が，平成25年7月に開催されております。そし
て，その後，委員の皆様から貴重なご意見をいろいろいただき
まして，「函館市子ども・子育て支援事業計画」が策定されま
した。

今年がその中間年に当たる年となっております。

また，今年の7月には，委員の改選もございまして，新たに

7名の方にご就任をいただいております。改めまして、皆様方、2年間どうぞよろしくお願ひいたします。

子どもを取り巻く課題として、全国的に少子化が進行しております。特に函館においては、その少子化・高齢化が全国よりも速いスピードで進んでおります。

また、女性の社会進出や核家族化ということで、保育ニーズへの対応ということも喫緊の課題となっております。

地域経済の低迷や社会的構造の変化がありまして、子どもの貧困ということが本当に大きな問題となっておりますし、いじめや虐待も増加傾向となっております。

本市においても、これらの課題への対応や問題解決に向けまして、様々な施策の推進をしていかなければならないということで、この施策の推進の柱となるのが、「函館市子ども条例」であり、その子ども条例の基本計画と位置付けているのが、この「函館市子ども・子育て支援事業計画」でございます。

このことから、この会議では、いかに効率的に施策を推進していくのかということで、この計画の調査審議を基本としながらも、常日頃から子どもに関わっている方々、また、現在子育てをしている方々の情報交換や意見を交わすことができる非常に貴重な場であると考えております。

本日は、皆様からの忌憚のないご意見をいただきたいと考えております。

簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

3 委員紹介

(委員および事務局職員の紹介)

(配布資料の確認)

4 議事

(1) 会長および副会長の選出について

【事務局（高橋主査）】 それでは、議事に入りたいと思いますが、本会議につきましては、函館市子ども・子育て会議条例第5条第2項の規定により、会長が議長を務めることとなりますが、会長および副会長が決まるまでの間、子ども未来部長において議事を進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

【堀田部長】 それでは、議事の「(1) 会長および副会長の選出について」でございます。函館市子ども・子育て条例第4条第2項の規定によりまして、会長および副会長は、委員の互選で定めることとなっております。

皆様いかがでしょうか。

【三浦委員】 事務局に一任します。

【堀田部長】 ただいま、三浦委員から事務局一任のご提案がございましたが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議がないようでございますので、事務局からご提案させていただきます。

【事務局（原課長）】

事務局といたしましては、会長は、前回に引き続き、函館大妻高等学校の池田委員に、副会長は、道南地区私立幼稚園連合会の玉利委員をお願いしてはどうかと考えておりますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

【堀田部長】

ただ今、「異議なし」との声がございましたので、ご承認は、皆様の拍手で確認したいと思います。

(拍手)

ご承認をいただきまして、ありがとうございます。それでは、池田委員、玉利委員におかれましては、会長席、副会長席にお移り願います。

それでは、ただ今をもちまして、会長、副会長が決まりましたので、それぞれご挨拶をいただいた後、今後の議事の進行をお願いしたいと存じます。

(池田委員、玉利委員、正副会長席に移動)

【会長】

ただ今ご指名いただきまして、前回に引き続き会長を務めさせていただきます。

今年は、平成27年4月からスタートしました「函館市子ども・子育て事業計画」の中間年ということになります。この会議では、計画の実施状況等を含めた審議を行うということになります。ですから、この会議の役割はより一層重要なものになってくると感じております。

会長として、円滑な審議を進めていく所存ですので、委員の皆様のご格別のご理解とご協力をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

【副会長】

副会長にご指名いただきました玉利です。

副会長ということで、重責を感じますけれども、皆様のご協力、ご理解を得ながら、函館市の教育、そして子育て支援事業の充実のために、池田会長をサポートしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(2) 函館市子ども・子育て支援事業計画に基づく施策状況について

【会長】

それでは早速、議事に移りたいと思っております。

議事の「(2) 函館市子ども・子育て支援事業計画に基づく施

策状況について」、事務局から説明願います。

【事務局（原課長）】 「資料3 函館市子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の状況について（計画期間：平成27年度～平成31年度）」に基づき説明

【会長】 事務局から資料3についての説明がありましたが、「資料4 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制について」と関連性がありますので、まず、資料4の説明を併せて行い、その後に資料3と資料4の質問を受け付けたいと思います。

(3) 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制について

【事務局（各課長）】 「資料4 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制について」に基づき説明

【会長】 事務局からの説明がありましたが、資料3、資料4どちらでも構いませんので質問がある方がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。
はい、高田委員。

【高田委員】 子どもさんの出生は、毎年、どこかの資料で50人くらいずつ減っているの見たように思ったんですけど、この辺はどうなんでしょうか。

【会長】 出生数が減っているんじゃないのか、その辺はどうなっていますかという質問ですけれども。

【高田委員】 保健所の方の説明で。そんな感じがしたんですけど。

【事務局（原課長）】 こちらは、統計資料に基づき述べさせていただきますが、おっしゃるとおり減少傾向にありまして、平成27年度で言いますと出生数が1,622人、平成28年が1,532人ということで減少しております。1年間で約100人ほど減少しているといった傾向が続いている状況でございます。

【高田委員】 90人ですね、大体ね。はい、ありがとうございます。

【会長】 他にありますか。はい、どうぞ。

【高橋委員】 高橋です。初めて参加するので、前にご説明があったことだったら申し訳ないんですけど、はこだてみらい館について伺います。一番右端の欄に旅行代理店のプロモーションにより増加とかいったことが書いてあると思うのですが、こちらを設立しようと思ったメインの目的というのは、どちらかという観光優先なのか、市民優先なのかどちらなのかということと、もし市民のためであるならば、この観光でニーズが増えるのは良

いんですけど、逆に市民への特別割引みたいなものがあったとしても良いのかなと思ったのですが、いかがですか。

【事務局（原課長）】 みらい館ということで、はこだてキッズプラザと同様に、所管については、経済部が対応しているのですが、入場者が少ないということで、観光的なところでのアプローチもしている状況で、市民への割引ということは聞いていない状況ではありますので、市民の利用を増やすためということでは、入場料の割引は、市民向けのサービスの1つと考えられますので、担当の方にもそういった市民の利用を増やすための方策を考えてほしいというところを伝えておきたいと思います。

【会長】 高橋委員から鋭い突っ込みがありましたけれど、今までの我々の発想にはなかった質問でしたね。他にございますか。
はい、どうぞ。

【高田委員】 23ページ、「安全な道路交通環境の整備」というところなのですが、「スクールゾーン、幼児ゾーン警戒標識の設置」というところで、計画では幼児・児童の交通事故防止ということで、幼稚園・保育所・小学校の半径500メートルをスクールゾーンとして、また児童館および児童・幼児後援の半径100メートルを幼児ゾーンとして、というように書いてあるのですが、学童保育所はいっぱいあって、学童保育所も実は困ってるんですね。町会さんをお願いして看板を立ててもらったり、その町会さんによっては、「ここ危ないよ」とか「気を付けてください」とか出したりとか、学童保育所独自でここ、こういうところが危ないです、とかいう看板を出したりしているので、加えた方が良くもなと思いました。

【事務局（原課長）】 資料に書いてありますとおり、幼稚園・保育所・小学校を中心に関係部局が連携して整備等対策をやっているところですが、学童保育の施設に対して、こういった対策が取られていることは、情報としては聞いていないところでもありますので、今後、何か対応等をできないかどうかについて、関係部局にご意見を伝えさせていただきたいと思います。

【高田委員】 関連してなんですけど、③の「通学路の安全対策」というところで、先ほど池田さんとも話したんですけど、やっぱり交通事情がいろいろ変わってきているみたいで、新しい道路ができると、信号があってまた信号があるのだけれども、実は真ん中の道路がものすごい縦の線に都合の良いようにできちゃって、その十字路が本当に渡るのに何分も待たないといけない、横断歩道も何もないというような状態で、すごく困っているところが出てきたりしています。それで、やっぱりもう一回点検ということが必要かなと、交通事情が変わってきているということで考えていかなければいけないなと思っています。

【事務局（原課長）】 こちらを所管とするのは、教育委員会になるのですが、恐ら

く道路整備等を考えると土木部等、いろいろなところが連携して事業をやっているかと思います。新しい道路や交通事情をどこまで配慮しているか分かりませんが、これから注意するような形でできないかといったご意見があったということは伝えさせていただきたいと思います。

【会長】 高田委員が今質問した項目についての回答はどうするのか。

【事務局（原課長）】 整理をしまして、後日答えさせていただきたいと思います。

【会長】 よろしくお願ひします。ほかに質問はありますか。はい、どうぞ。

【高橋委員】 まず、1つ。22ページの①の「ヤングファミリー住まいりんぐ支援事業」についてなんですけども。課が違うということなんですけど、こちらを利用しようと思ったんですけど、会社契約だとできないって言われたんですね。多分、利用したくて適用内にいる人たちも、利用できてない人たちいるんじゃないかなというふうに思いました。もうちょっと柔軟な対応をしてもらえたらと思います。

続けて良いですか。33ページの②の「保育所保育料の軽減」について、一番右端の欄に、29年度4月から年収640万円未満相当世帯に対しても第3子以降は無料っていう状況で良いですか。合ってますか。もし、それでしたら、実は3月に新聞に1回載ったのを見たので、保育園に問い合わせたんですけど、その記事は知らないって言われたんですね。うちは、実は適用になるんですけど、周知はどうされているのかなっていうふうに思います。今まで適用されてなくて利用できなかった人たちが適用されるようになった場合の周知は、どうされているのかということをお伺ひたいです。

【会長】 では、回答をお願いします。

【事務局（原課長）】 はい。では、まず私の方からヤングファミリーについてですが、こちらは、所管が違うので、若干確実にない部分もあるかもしれませんが答えさせていただきます。こちらにつきましては、あくまでも本人の家賃負担の軽減ということを対象にしております、会社負担の場合は適用していません。

【高橋委員】 会社契約ではいるんですけど、家賃負担は全額本人がしているという前提で。

【事務局（原課長）】 高橋委員の例は別としても、会社が負担しているであろうということが考えられるので、会社負担の場合は対象外ではないかなと思います。そういった意味では、実質、本人が負担しているというような条件であれば、確かにこの助成の対象にもなり得るのかなとは思いますが、今言った前段の考え方の下、恐らく会社負担の場合であれば適用外になっているのかなと思

ちょっと考えてみたいと思います。

【高橋委員】 お願いします。

【会長】 今言ったように活性化していく可能性はたくさんあるでしょうね。
他にありますか。はい、どうぞ。

【相澤委員】 27ページの「育児休業制度等の利用促進」のことに関連してなんですけども、函館市の臨時採用職員の期間っていうのは、今5年で、5年以上は働けないんですね。その臨時採用の方も育児休業があると。それが、1年か2年かちょっとはつきりしないんですけども、育児休業で休んだ1年とか2年は5年の働く期間に含まれると聞いたんですが、それは事実ですか。

【事務局（原課長）】 はい。嘱託職員につきましては、育児休業は取れますけれども、5年間の期間の中で、という扱いになっている状況になります。

【相澤委員】 ですよ。それで、実際に若い世代で仕事をしている方、5年間限定なので、その間、例えば育児休業で1年休んだと。そうすると実際に働く期間が減るので、子づくりについて、ちょっと前向きに考えられないとか、そういう話を聞いたんですね。したがって、市が育児休業制度の推進をしているというのであれば、臨時採用の職員に対しても、そういう制度の改善というところを子ども未来部からも働きかけるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【事務局（原課長）】 本市の職員の状況につきましては、総務部が対応しているところではありますけれども、嘱託職員の任用の関係は、国の動き等もあるところですので、どういったところで対応出来るかも含めて、総務部に我々も情報を収集しながら意見等を述べて、どういった対応ができるのか、検討等内容を深めてみたいと思います。

【会長】 はい。他にありますか。はい、どうぞ。

【高田委員】 26ページ、「仕事と家庭の両立支援制度の周知・啓発」というところで、前の会議でもこのことが話題になっていると思うんですが。どうやって雇用主さんにここを認知してもらうかというのが大きいんじゃないかということが、前回、前々回でも出たような気がするんです。

それで、ここに支援ガイドの作成・配付・HP掲載2,150か所と書いているんですけど、具体的にどういっしょのを配付して、どんな反応なんだろうかな。わかりますかね？

【事務局（原課長）】 そうですね。具体の効果というところまでは、こちらに今情報がないものですから、数字はあるんですけど、具体の効果等

につきましては、関係課は労働課になりますが、聞き取りいたしまして、改めて回答させていただきたいと思います。

【会長】 他にありますか。

【副会長】 資料4の15ページから17ページのファミリー・サポート・センターのところで、1年間の見込みの計算って、どのようにしているのかなと思って。というのは、見込みが多いと確保方策の方もその数字と同じように1年間の見込みの数字を合わせているんだけど、例えば17ページの幼児保育事業の市全体の実績見込みが2,329ということになると、上の確保方策も2,329と数字を合わせて「確保しましたよ」、「確保されていますよ」、「充実していますよ」というのは、ちょっと乱暴じゃないかなと思うので、その見込みの算出方法とどのように数字を合わせているのか、どのように数字を確保したって言っているのか、その辺のところを。

【事務局（木村課長）】 ファミリー・サポート・センターの事業の確保方策の見込み算出についてのお尋ねですけれど、17ページにあります⑥の区分ですね。病児・緊急対応強化事業という中で、平成28年度の実績としまして、ファミリー・サポート・センター2,774人という実績がありまして、今年度も8月末までの利用実績を基にしますと、1年間の見込みとすると2,329の見込みになりそうだということですが、前年の実績もですね、実績として、2,774の延べ人数を受け止めて対応していただいているということがございますので、想定どおり2,329の見込みがそのまま利用されたとしても、同じくその分については、確保ができるだろうということで、確保方策におきまして、2,329と掲載をしているところでございます。

【副会長】 わかりました。

【会長】 他に質問のある方は、いらっしゃいますか。

【依田委員】 直接資料とは関係ないかもしれないんですけど、27ページの「発生予防、早期発見・早期対応等」というところで、DVとか児童虐待防止に付随してなんですけども、今年、CAPプログラムが小学校の方でトライアルで何クラス分か予算がついて試されているというのをお聞きしているんですけど、これは社会的にどうやったら予算がつくのか、来年度以降の計画はどのようにになっているのか教えていただきたいです。

【事務局（兵庫課長）】 CAPについては、今年、性暴力の対策協議会というものができましたので、その中の予算で試行的にやってみようということで、市内のCAPをされているグループさんの方の意見を聞きながら、試行的に今年は小学校3校でやるということにしております。

また、来年度以降については学校さんにCAPグループさん

からアンケートをとっていただいて、そのアンケートでやりたいという学校が結構あったものですから、そのあたりをなんとか、来年度全部やるというわけにはいかないとは思いますが、なるべく広くやれるようにですね、今後確保していきたいなと思っております。

【依田委員】

そうすると、今年やった3校というのは、来年度希望が多かった場合、順番としては外れていくということなんでしょうか。

【事務局（兵庫課長）】

まだ来年度の希望とか予算とかが決まる前ですので、そこまではお答えできませんけれども、なるべく市内の多くの子どもたちにプログラムをやりたいなとは思っております。

【会長】

他に質問はありますか。

質問がなければ、ちょっと時間が早いけれど、終わりということになりますけれども、よろしいですか。

はい、高田委員。

【高田委員】

学童保育について、発言させていただきたいと思って。何ページでしょうか。4ページですね。⑨になります。今の学童保育の施設状況について、私の方で資料を用意させていただきましたので、皆さんに配布していただければと思います。

（資料配布）

先ほどの報告の中でも児童数は減ってきているけど、働く家庭は増えてきて、学童保育を利用する家庭はすごく増えてきている。児童数も増えてきているということなんですね。

そういう中で、今、施設のことについて触れていきたいと思うんですけども、函館市は余裕教室をどんどんこれから活用を増やしていきたいというのが基本方針だと思っていると思っていました。

現在、その表にあるような配置になっています。あえて「専用施設」という書き方と「間借り施設」という書き方をしたんですけど、なぜ間借りという言い方をするかというと、いつ「出て行け」と言われるかもしれないという、そういうことです。そういう括りをさせていただきました。

現在、余裕教室がどんどん増えてきていまして、17か所利用させてもらっています。

今後、余裕教室を活用したいですと申込をしたら、金堀小学校は3校統合により余裕教室の確保ができませんというのが結論だそうです。それから、港小学校は、隣接校区の学校再編の動きによっては、児童数や学級数の増加が見込まれることから、現時点において余裕教室を確保できるか判断できません、ということでした。そして、旭岡小学校は、学校再編について審議中であることから、現時点において余裕教室を確保できるか判断できません。東山小学校は、余裕教室の確保はできませんという返答をいただきました。この地域は、港小学校なんかはも

のすごく学童を利用する子どもさんが、ここ3年で3倍、どんどんこれから増えるんじゃないかと言われるくらい増えている地域です。東山校区もやっぱり増えている地域です。

それですね、これから30年以降の函館市立小中学校再編計画が今とてもこれに関連していると見て取れると思うんですが、平成31年金堀小学校、千代台小学校、高盛小学校と統合になることが決定しています。現在、3学区の児童数は33人、45人、28人と106人の方が利用しています。3か所学童保育がやっぱり必要なんだろうなど。ただですね、今まで千代台小学校と高盛小学校の余裕教室で学童をやっていたんですが、ここを出なくてはいけない。利用できなくなるということで新たな問題になっています。

それから、中部小学校、中島小学校、北星小学校の統合については、学校教育審議会から中部小学校を統合校とする方針が出されています。本当にこうなるのか、まだ決定ではないと言われてはいるんですが、現在、2学童がありまして50名ほど利用しています。この2学童もやはり学校内の余裕教室を利用させてもらっているところです。本当に、小学校内で学童保育ができなくなるのではないだろうかという不安が今広がっているところです。

この表によってわかると思うんですが、統廃合によって、余裕教室活用という、基本方針のところがとても難しい状況が今顕著になってきていると思います。

全国的には、実は公共施設での学童保育が本当に多いんですよ、すごく。日本中でですね。ですから、そういうことを基にして、国の算定基準に施設は含まれていない状況です。そういう中で、函館市は独自の道を選ばなきゃならないということなんですが、この状況でいったら、本当に学童保育はどうなっちゃうんだろう、どこに行ったら良いのかしら、という現状です。

こういうことを皆さんにも知っていただきたいし、何とかしなきゃならないと私は思います。

【会長】

はい、ありがとうございました。でも、これについてはすぐ回答とはいかないね。

はい、どうぞ。

【事務局（小林課長）】

今、国のお話の中で、国の算定基準に施設は含まれていないというようなお話がございました。国においては、標準的な36人から45人の規模のクラブの運営費の積算の考え方というものを示しておりまして、この中で平成29年度事業費のベースで、861万3千円という額を示しております。このうち663万円を人件費相当分として明示をしております。それ以外の部分については、特に内訳を示しておりませんことから、施設に係る費用に充当することも可能ではないかと考えております。これとはまた別に、国では、子ども・子育て支援制度の始まった27年以降に開設したクラブに対しまして、民家・アパートを活用しているクラブ全てに対して、その規模に応じまして、市独自で委託料に施設維持費あるいは民間施設環境改善費とい

うものを加算してクラブの運用を助成しております。十分、不十分はあるでしょうけども、引き続き予算を確保してまいりたいと考えております。

あと、多大に懸念されておりました小学校の統廃合、これに伴って余裕教室の確保が難しくなっているというお話でございます。市の方では、高田委員のお話にもありましたように、「放課後児童健全育成事業における余裕教室の活用方針」というものを18年に策定しております。これを見直しながら、教育委員会と連携して余裕教室の活用をこれまで推進してきておりました。

現在、函館市の小・中学校再編計画というものに基づいて、学校の統合というものが検討されております。この中で今年の7月、第2期の第2グループ、金堀、千代台、高盛、中部、中島、北星小学校というものが含まれているグループなんですけれども、このグループに対しまして、教育委員会が出した方針がありました。また、このグループ以外についても、教育委員会から審議会の方へ今、一括諮問されているといった状況です。こういうような状況にありますので、統合校区のみならず、統合校区に隣接する校区についても、再編の進捗状況を踏まえながら、今後、児童数の推移を見極める必要があるということですので、教育委員会において、余裕教室の活用について慎重な判断をせざるを得ないという状況になっております。このように、余裕教室の活用が可能かどうかの判断が難しくなっているという状況でございます。

また、本市の厳しい財政状況を勘案しますと、専用施設の整備、こちらもなかなか難しいものと考えております。その中でも、まずは受け皿の確保を優先したいというようにおもいますので、この辺は事業者の方々としっかり連携しながら確保に努めるとともに、教育委員会の協力を得ながら余裕教室の活用に向けて引き続き努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【高田委員】

ありがとうございます。頑張っていたきたいと思うんですが、実はですね、私は法人で運営しているんですが、2か所、新しい単独の施設を建てました。それで、すごく大変なんです。お金が。法人だということで、公庫さんもお金を貸してくださいなんです。

つい先日、神山の所に新しいのができたんですが、子どもたちがすごく喜んでいるんですよ。10年くらい学童を利用した方が設計士さん、建築士なんですけど、その方のポリシーが「子どもに夢を与えたい」というふうにおっしゃったんです。「どんな所でも子どもは育つだろう、でもこれからの子どもたちに夢を持たせられるような施設を作って上げたい。」って言って、2階建てなんですけど、鉄骨の梁を4本入れて丈夫に、頑丈にしたんですね。上下使えるように。その鉄骨の梁を真っ黄色に塗ったんですよ。それと、玄関入ったフロアは真っ黄色にしているんです。なんで真っ黄色なのか。「どうして黄色だと思う？」って、子どもたちと話したときに聞いたら、「

太陽？」って子どもが言ったんです。「そうだよ。子どもたちには、太陽が必要なんだよ。だからね、ここに入ってきたときに、お日様をいつも感じられるような、そんなところにしたかったんだよ」って。そして、スタンドグラスがあったりとか、玄関に入って、ちょっと凝った戸を付けたりとか、すごくお金が掛かったんでしょうけど、やっぱり子どもたちに夢を持たせて、毎日ほっとできて、元気で過ごせるような。何よりも暖かいって言うてるんですね、そんなような施設を目指したいなど私自身も思っております。皆さんもちょっとその辺ご理解いただければなと思います。

以上です。

【会長】

ただ今、高田委員から質問があったことに関しては、受け皿を市の方としても何とかするということですのでね。ただ、小学校がどんどんなくなって余裕教室がなくなってくるという面では、厳しい面もあるかもしれないけども、高田委員もおっしゃったように頑張ってもらえないと。そういうことになるのかなと思います。

【副会長】

ちょっと良いですか。余裕教室っていう考え方しかできないですかね。

今これだけ学童保育が一般的になって、学校の先生のお子さんもうちにはたくさん来てるし、市の職員の方のお子さんも来ている中で、学校1個に1つ教室を設けないと駄目だなんて思わないのかなって僕は思うんですね。それを近隣の学童が使う、使わないは別として、統廃合するのであれば、学童の教室を確保して初めて統廃合しましょうっていう発想でいかないと、みんな困っているのに、「余裕があるところでしかやらないよ」っていう発想がちょっと遅いかなと思います。だから、余裕教室を確保できないっていうことを理由にすることは、もうできないんじゃないかなって思うんですけど。きついですが。

【会長】

小学校を代表して、三浦校長先生。

【三浦委員】

はい。まず、港小学校の余裕教室ですけれども、状況がここ数年で大きく変わりました、昨年度は通常の学級が各学年2学級で12学級だったんですね。それに特別支援学級がありまして、この状態ですと、余裕の教室というんでしょうか、フリーで使える教室がいくつかあったんです。

ところが、今年、低学年が各1学級ずつ増えまして、16学級になりました。これは港小学校だけの状況なのかもしれませんが、来年度も見込みとして、新1年生の児童数が今年よりも多いという状況です。

子どもたちが安心して過ごせる場所ということであれば、学校の余裕教室に学童保育をとというのが、一番良いのかなと思いますが、学級数の増減があるとなかなか見通しが立たないということがあります。あと近隣の学校の統廃合の関わりもあります。直接お話を伺ったわけではありませんが、道路1本で「こ

っちからは港小学校」，「ここからは何々小学校」という状況で，統合する学校が港小学校より遠くなる場合，親御さんが遠いより近い学校が良いと考えることもあるようです。そうなる通学区域の見直しなども必要になり，児童数が増えることも予想されるので，今ある教室の数を考えると，正直厳しい面もあるかなと思っています。

それで，今お話をお聞きして，新しく学校を建てるということであれば，あらかじめ教室などに余裕をもたせるという発想もあるのかなと思っています。本校の子どもたちを見ていると，学童を利用する保護者の必要感はますます増えてきていると感じるので，学校に余裕のスペースがあるのは，いろいろな面で望ましいのかなと思います。そのスペースを学童保育に使う，使わないは別にして，教育活動を行ううえでフリースペースは非常に有効なんですね。本校にも多目的室というスペースがあるんですが，学芸会が近くなると劇の練習をしたり，子どもが集まって話し合いをしたりと活用されています。そういうことを考えると，少し余裕を含んだ校舎設計であると，単に学童保育の面だけではなく，教育活動の充実という面からも，いろいろな活用ができるのではないかと思います。

【会長】

新しい発想が出てきましたね。

はい，相澤委員。

【相澤委員】

函館市学校審議会に委員として出てるんですが，今までの統廃合に関わって，付帯事項等に学童保育の施設がついたことはありません。

私，思うんですけど，学童が施設を借りるっていうのはほとんど不可能なんです。大家さんが学童に貸すっていうことは，ほぼないです。よほど知り合いとかでない。だから，施設を建てるということが今の状況だとまず必要だなと。今，法人化してるところはリースだとかローンも組めますが，法人化してないところは貸してもらえませんから，保証金がないので。だから，そういった部分の実態を市がどこまで把握するのかといったことが1つ大きな問題だと思いますし，学校の敷地活用という部分で目的外利用という枠を外せば，そこに学童のプレハブだとか何とかっていうのを学童負担で建ててもらうことは可能なわけです。

それと，もう1つ，今回この中に出てましたが，学校のコミュニティスクールという部分で，新しくなった教育長がそれを推進すると言ってるんですが，実態は，審議員を町会の方から入っていただいて，学校に対しての様々な意見を言ってもらってるところにとどまっているんですね。でも，他の地域のコミュニティスクールとかがあっていうのを考えれば，例えば大阪学校の中に共有できるスペースが最初から作って建てられてる。残念ながら函館は統合して新しく作られる学校に，そういう部屋は作られていません。なので，これはこども未来部からの要請という形をとればですね，市側も受けるかどうかということが進む話だと思うんですね。なので，今教育委員会で進めて

いるコミュニティスクールっていうことと、地域と一体的に学校が中核となって行っていく施設になるというようなことも含めて審議をしていけば、実現の可能性はない話ではないという風に思いますので、ぜひそう言った部分の視野を広げた検討ということもお願いしたいと思います。

【会長】

堀田部長から何かありますか。

【堀田部長】

ただ今、学校の余裕教室の活用について様々な御意見をいただきました。学童の施設については、国の方針もそうですけれども、元々は教育委員の生涯学習部で放課後児童学童クラブをやっていたということもありますけども、函館市も、やはりどんどん保護者の方の必要性もあって、クラブの数が増えてきている中であって、そして学校も子どもたちが通学の帰りにどこか行くということではなくて、安全という面からも、どんどん余裕教室を活用しようということで、先ほども言いましたけれども、教育委員会と連携してその余裕教室活用の推進という考え方の中で進めてきておりますので、子ども未来部も学校を再編するに当たっては、学童さんを入れてほしいという要望を教育委員会にはお伝えをしてはいるのですが、一方で、学校側の事情として、例えば、教室としてはある程度の数があってゆとりがあるけれども、今、特別支援教室とかで新たにですね、特別な支援を要するお子さんたちもいらっしゃるので、そういうお子さんのための教室だとかを確保していったときに、当初の想定よりも学校の中で使われる教室が増えていくですとか、学童については専用の部屋を設けなければならないということが国の法律、市の条例などで決まっていますので、どこでも良いってことにはならなくてですね、ある程度、2室を確保しないと狭いものですから、そうすると玄関があって子どもたちがあっち行ったりこっち行ったりしない中で2室、くっつけて使われるものとか要望していくと、なかなかそのうまい間取りがなければ条件に合わないということで、こちらも要望しつつ学校さんの方も克服しながらもですね、なかなかいかないところがあると。

今、全国的に保育所だけではなくて、学童の待機児童が出てきているということで、国もこれは何とかしなければならないという中で、まずは量的な拡充をしましょう、受け皿をまず作りましょうと。だから、場所ももちろん余裕教室を優先しましょうと。余裕教室の徹底活用という言葉で言ってますが。それに他の公共施設、さらには民間施設を活用する中で、まずは受け皿をしっかり確保しましょう、ということで、本当に子ども未来部とすれば学校の中に入れてほしかったなという思いはありますけれども、そうできない中においては、きちっと学童さんの方にも移る場合にどうするかということで探していただく、そのときに、市としても提供できる情報をお伝えするという中で、まず、受け皿を作らなければ、行くところがなくなってしまいますので、余裕教室に今、現実入れないところについては、市としてもできる方策も入れながら、例えば国や今持ってる市

のいろんな財政支援策というのもありますけれども、そこで十分じゃないこともあるんじゃないかということで、どういうことが市として新たに支援策ができるかということも今は検討の段階ですけども、そういうこともしながら、まずはお子さんたちが困らないところへ、場所はどこであれ、まずはちゃんと作らなくちゃいけないと思っていますので、その確保には一緒に努めていきたいと思っています。

【会長】

はい。高田委員も一生懸命やっているけれども、受け皿の方を頑張ってもらって、いろんな方策があると思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

(3) その他

【事務局（原課長）】

先ほども触れましたが、今年度につきましては、この後、会議の開催は予定しておりませんが、もし案件が生じた場合は、別途、案内させていただきます。

また、来年度につきましては、32年度から新しい計画になることから、その策定準備ということで、ニーズ調査、こちらは、子育て世帯のアンケート調査になりますけども、そういった事業を想定しておりまして、今回のような計画の進捗だけでなく、複数の開催を予定しております。その開催につきましては、改めて皆様と調整させていただきます。

また、本日の会議で出されたご意見等につきましては、事務局でとりまとめ、関係課へ伝えるとともに、回答が必要なものは、改めて書面で回答したいと思っています。

以上でございます。

(4) 閉会

【会長】

ありがとうございました。

それでは、これで会議を終了いたします。お疲れ様でした。